

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の免除「新たな免除申請は7月から」

国民年金の保険料は、月額15,020円(平成23年度)ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な方は、免除申請手続きをすることにより、前年の所得に応じて保険料を免除することが可能です。

また、30歳未満の方は納付を猶予することも可能です。保険料の免除期間は7月に始まり、翌年6月までとなりますので、新たに免除を申請する場合は7月になってから申請してください。失業の場合は、雇用保険の離職票、または受給資格者証の写しなどを添付することで、失業者の所得を0円とみなすことができます。

【よくある質問】

Q1 免除制度等を利用する際に条件はありますか？

A1 ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準以下であることが条件になります。(30歳未満の納付猶予制度は、ご本人、配偶者の所得審査となります)

Q2 一部納付(一部免除)制度とはどのようなものですか？

A2 部分免除には、4分の1納付、半額納付、4分の3納付などがあります。なお、減額された保険料の納付書が発行されますので、一部納付保険料を納付しなければ、その期間は未納扱いとなります。未納ですと将来支給される老齢基礎年金額に反映されず、障害が生じたときに、障害年金を受け取ることができなくなることがありますのでご注意ください。

Q3 昨年度に免除の継続申請を希望したのですが、改めてうかがう必要はありますか？

A3 平成22年度的全額免除と納付猶予に該当した方で、継続申請を希望した方は、23年度の免除も自動的に継続審査されます。ただし、所得の申告が必要ですので、済んでいない場合は、税務課で平成22年中の所得の申告をなさいますようお願いいたします。所得が0円の場合でも0円の申告が必要です。

Q4 免除になった保険料は追納できますか？

A4 免除された期間の保険料については、将来受け取る年金額が少なくなるように、10年以内に納付することができる追納制度があります。ただし、免除の承認を受けた年度から数えて3年度目以降に追納する場合、当時の保険料に加算額が加わります。なお、保険料を追納するときは、大田原年金事務所等で追納用納付書の発行を受け、通常の納付書と同様に、金融機関・コンビニエンスストアなどで納めてください。

■問い合わせ

大田原年金事務所 TEL (22) 6311
市国保年金課国民年金係 TEL (23) 8928

国保・年金

- 日 時 7月16日(土)
講演会はどなたでも参加できます。
 - 総会 午後1時30分～2時
 - 講演会 午後2時～3時
- 平成23年4月末現在、日本国内で骨髄移植を待っている方は1446名います。(骨髄移植推進財団資料より)
- 大田原市骨髄バンク登録推進協議会では、総会にあわせ、骨髄バンク登録の普及・啓発のため、骨髄移植に関する講演会を開催します。

大田原市骨髄バンク登録推進協議会総会・講演会開催

● 場 所

那須与一伝承館 多目的ホール

● 講演会

○ 演 題 「ドナーとしての骨髄移植」
「白血病と戦う患者と家族」

○ 講 師

「とちぎ骨髄バンクを広める会」

説明員 揚妻 紘司氏、福田 稔国氏

○ 内 容

骨髄提供の体験談やバルーンアーティストとして行っている募金活動など。

■ 問い合わせ

健康政策課健康政策係

TEL (23) 8704

集団健診7月の日程

- 「特定健康診査」または「後期高齢者健診」を受診する方は、「保険証」と「特定健康診査受診券」をご持参ください。
- 申し込んだ日程を変更する方やまだ申し込みをしていない方は、健康政策課成人健康係までご連絡ください。変更のご連絡がない場合、ご希望の日を受診できないことがあります。
- ★印については、8時30分から受付開始
- 受付時間 午前7時30分～午前10時

期 日	場 所	対象地区
7月1日(金)	湯津上農村環境改善センター	地区指定なし
7月2日(土)	佐久山小学校	★ 岩井町・桜町・上町・仲町・荒町
7月7日(木)	大田原東地区公民館	新屋敷・新道・小泉・大和久
7月8日(金)	金田北地区公民館	★ 新井・町島・岡・今泉・戸野内
7月10日(日)	大田原東地区公民館	仲町・七軒町・大手
7月12日(火)	金田北地区公民館	富池・乙連沢
7月16日(土)	大田原東地区公民館	原町
7月21日(木)	黒羽・川西地区公民館公会堂	黒羽全地区
7月23日(土)	大田原東地区公民館	原町
7月27日(水)	親園中学校	親園南区・滝沢・花園
7月30日(土)	石上小学校	上石上・野崎
7月31日(日)	両郷地区公民館	両郷地区

■問い合わせ 健康政策課成人健康係 TEL (23) 7601